

石狩市会計年度任用職員<家庭児童相談ケースアドバイザー> 募集案内

令和8年3月5日

石狩市

1. 募集受付期間：随時（採用者が出た時点で終了）

2. 募集職種

職種	家庭児童相談ケースアドバイザー
募集人数	1名
任用期間	令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
業務内容	満18歳未満の児童及びその保護者等に関する相談支援業務に従事していただきます。
応募資格	次の1～4の全てに該当する方 1）公認心理師資格を有する方 2）相談機関等において児童虐待対応の経験を10年以上有する方 3）普通自動車免許を有する方 4）パソコン操作（ワード・エクセルなど）ができる方
勤務場所	市役所2階 子育て推進部子ども相談センター
報酬	月額168,660円程度 ※上記の範囲内で、経歴により採用時に決定します。
各種手当	通勤に係る費用など、市の規定により別途支給されます。
勤務日・時間	月曜日～金曜日のうち3日間勤務 8時45分～17時15分・休憩45分（週23時間15分勤務）
休日・休暇	土日祝日、年末年始、年次有給休暇等
社会保険等	任用期間により共済組合（短期給付等）・厚生年金保険・雇用保険が適用

3. 応募要件

○年齢・性別は不問です。

○上記の応募資格を有する方で、地方公務員法第16条の規定に基づく、以下の欠格条項に該当しない方とします。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・石狩市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成、又はこれに加入した者

4. 応募方法

応募書類を下記の担当課へ持参又は郵送にてご提出ください。

※当日消印有効。応募書類は返却いたしません。

応募書類	・ 会計年度任用職員申込書（所定様式を使用すること） ※必要事項を記入の上、写真を貼付してください。 ・ 関係資格または免許を確認できる書類（写） ・ 障がいをお持ちの方は、手帳の写し
提出先	石狩市子育て推進部子ども相談センター（TEL：0133-72-3195） 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

5. 選考方法

書類選考・面接試験。

詳細については担当課より後日連絡します。

6. 再度の任用について

一会計年度の任用終了後、公募により再度の任用が可能です。また、職種によっては、人事評価結果等により公募によらず再度任用される場合があります。

7. 服務等

- 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。
- 任用は全て条件付のものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- 会計年度任用職員から正職員への登用制度はありません。

8. その他

関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。

【応募職種に関する問い合わせ先】

石狩市子育て推進部子ども相談センター：0133-72-3195

【制度に関する問い合わせ先】

石狩市総務部職員課職員担当：0133-72-3151